

第3回

利用者募集が
始まります!



松山市 住まいる

リフォーム

補助事業



地域経済の活性化や住宅の安全性と快適な居住環境の向上を図るため、
市民のリフォーム工事を支援する
「松山市住まいるリフォーム補助事業」を実施します。

補助金額
対象工事費(税抜)の

さらに
10%+

(上限額30万円。
1,000円未満は切り捨て)

①「松山市木造住宅耐震改修等補助事業」の
対象工事と併せて **10万円** を加算
※「松山市木造住宅耐震改修等補助事業」でも別途補助金の
申請ができます。

加算により
最大50万円の
補助が
受けられます。

②工事費が20万円以上(税抜)のバリアフリー化 **5万円** を加算
工事と併せて行う場合は、

③工事費が20万円以上(税抜)の省エネルギー化 **5万円** を加算
工事と併せて行う場合は、

※②、③の補助は、他の補助制度(介護保険住宅改修費など)との
併用はできません。

対象住宅

市内にあり、対象者本人が所有する住宅のうち、次のいずれかに該当するもの

- 現在居住またはリフォーム完了後2ヶ月以内に居住予定の戸建住宅(借家は対象外)
- 分譲マンションなどの居住専有部分
- 店舗(事務所)併用住宅の住居専用部分(店舗部分のみの工事は対象外。外壁や屋根などの全体補修は対象に含む)



対象工事

市内に住所がある個人事業者または市内に本店がある法人が行う工事で
次の条件を満たすもの

- 住宅等の機能や性能を維持し、または向上させるための工事で、
その工事費が30万円(税抜)以上の工事
(エアコンなど家電製品の設置や外構・車庫などの工事は除く)
- 補助金交付決定後に着工し、平成27年3月末までに完成の報告が
できるもの ※同じ工事で他の補助制度との併用はできません。



お申し込み方法は
裏面を
ご覧ください。

対象者

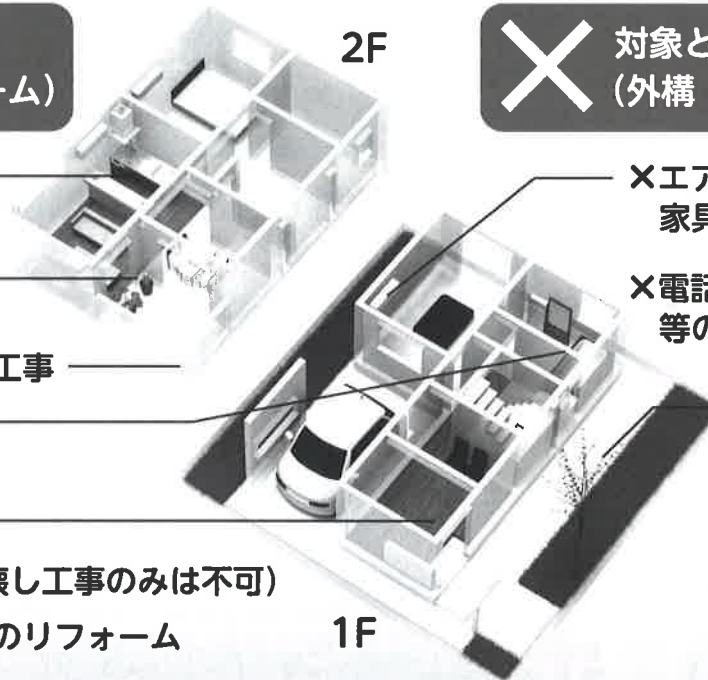
次の全てを満たす人

- 市内に住宅を所有し、その住宅で住民登録をしている
- 市税を滞納していない
- 暴力団員でない

対象工事・対象外工事

○ 対象となる工事例 (住宅自体のリフォーム)

- 浴室・台所・トイレのリフォーム
- 床材・内壁・天井材の張替え等の内装工事
- 外壁・屋根の張替え、塗装工事
- バリアフリー工事
(段差解消、手すり設置等)
- 部屋の間取り変更、改造
- 増築、一部改築工事(取り壊し工事のみは不可)
- 店舗兼用部分の屋根・外壁のリフォーム



× 対象とならない工事例 (外構・解体工事など)

- ×エアコン・照明器具・家具等の購入・設置
- ×電話・インターネット等の配線工事
- ×植樹・剪定等の植栽工事
- ×新築・解体工事

申し込み

申請書は、松山市都市整備部住宅課(市役所本館7階)・支所・サービスセンター・市ホームページにございます。受付期間内に直接受付会場へ提出してください。申請は工事の内容がわかる方であれば、代理の方でもかまいません。

事前申請

【受付期間】9月22日(日)～10月3日(金)の月・水・木・金曜日
(9月27日(土)は受付)

【受付時間】9～16時

【受付会場】市民会館(堀之内) 2階第4会議室

※事前申請の補助額が募集額を上回った場合、公開抽選を行います。

抽選会

【日時】10月9日(日) 9時30分～
【会場】市民会館3階小ホール

※募集額を下回った場合、抽選会は行いません。



住まいるリフォーム
補助事業を利用する皆さんへ

本事業利用者のための優遇金利を設けたリフォームローンを伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、松山市農業協同組合、えひめ中央農業協同組合で利用できます。ご利用の際は、各金融機関にお問い合わせください。

事業・申請に関するお問い合わせ先

松山市 都市整備部 住宅課

TEL : (089) 948-6349 FAX : (089) 934-1807

E-mail : juutaku@city.matsuyama.ehime.jp

専用ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/140601201404.html>

携帯電話・スマートフォン
からもご覧になれます

